

船舶事故調査報告書

令和3年3月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和2年8月30日 14時00分ごろ
発生場所	広島県江田島市入鹿海岸西方沖 畑港是長西防波堤灯台から真方位325°1,550m付近 (概位 北緯34°13.6 東経132°23.1)
事故の概要	水上オートバイ ^{エフエックス・エスブイエッチオー} FX-SVH0は、遊走中、同乗者が落水し、負傷した。
事故調査の経過	令和2年9月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ FX-SVH0、0.2トン 270-49174広島、コンサルデベロップメント株式会社 3.08m(Lr)×1.17m×0.68m、FRP ガソリン機関、183.90kW、令和元年6月
乗組員等に関する情報	船長 39歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年8月23日 免許証交付日 平成28年9月1日 (令和3年8月31日まで有効) 同乗者A 35歳
死傷者等	重傷 1人(同乗者A)
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約3.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか1人(以下「同乗者B」という。)を乗せ、遊走の目的で、令和2年8月30日13時30分ごろ入鹿海岸の砂浜を出発した。 船長は、本船の操縦席に腰を掛けて両手でハンドルバーを握り、同乗者Bがミドルシートに腰を掛けて船長が着用しているライフジャケットの腰ベルトを掴み、同乗者Aがリアシートに腰を掛けて後部にあるグリップに掴まり、入鹿海岸西方沖を約30km/hの対地速力で遊走していた。

船長は、本船が右旋回して船首を北西方に向けた頃、左舷前方に南東進する小型船（以下「本件小型船」という。）を認め、左舷方を約50m隔てて通過していく状況だったので、そのままの状態での航行を続けた。（図1参照）



図1 船長が左舷前方に本件小型船を認めた後、そのままの状態での航行を続ける本船（イメージ）

船長は、本件小型船が通過した後、本件小型船の航走波が横波として接近してくるのを認めて右転したところ、本船の左舷後方から航走波を受ける状態となり、本船が上下に揺れた。

同乗者Aは、14時00分ごろ後方に倒れるように落水し、背中を海面で打った。

船長は、同乗者Bから同乗者Aが落水した旨を伝えられ、後方を見て、同乗者Aが落水したことを知った。

船長は、本船を同乗者Aの近くに寄せ、同乗者Bと共に同乗者Aを本船に引き揚げて砂浜に運んだ。

同乗者Bは、同乗者Aの顔が青ざめて苦しんでいるのを認め、携帯電話で119番通報を行った。

同乗者Aは、救急車で病院に搬送され、左第8 - 11肋骨骨折、背部打撲、左外傷性血気胸及び左肺挫傷と診断された。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

その他の事項

船長、同乗者A及び同乗者Bは、友人とその家族11人と共に定員3人の本船による遊走の目的で、09時00分ごろ入鹿海岸に到着し、海水浴などを楽しみながら、お昼頃、バーベキューを行った。

船長は、水上オートバイの乗船経歴が約8～9年で、同乗者を乗せて遊走した経験が幾度もあった。

同乗者Aは、本事故時、水上オートバイに同乗するのが初めてであった。

船長は、遊走を開始する前に、同乗者Bに対し、船長の腰ベルトをしっかりと掴むこと、また、同乗者Aに対し、同乗者Bの腰ベルトが後

	<p>部にあるグリップをしっかりと掴むことなどの注意事項を説明していた。</p> <p>同乗者Aは、片手にスマートフォンを持った同乗者Bの腰ベルトを持つと、同乗者Bの体勢が不安定になると思い、遊走開始時から後部にあるグリップを掴んでいた。</p> <p>同乗者Aは、本件小型船が本船の横を通過していく前まで、本船の揺れをほとんど感じず、速力がゆったりとしていたので、落水しても構わないと思い、片手でグリップを軽く握った状態であった。</p> <p>同乗者Aは、本船が上下に揺れた際、落水を防止する姿勢をとらずに、後方に倒れ込み、自分が思っていた以上に勢いよく海面で背中を打ったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本件小型船の航走波を認めた際、これまでの経験から本船の動揺は小さいと思い、そのままの状態で航行を続けたが、乗船経験が初めて又は少ない同乗者に対して船体が上下に揺れる旨を伝えておけば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者2人は、水着とラッシュガードの上にベスト型のライフジャケットを着用していた。</p> <p>本船の取扱説明書には、次の記載がある。</p> <p>操船者は、必ず両手でハンドルバーをしっかりと握り、同乗者は、必ず前の人またはグリップにしっかりと掴まってください。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、入鹿海岸西方沖を遊走中、船長が、本件小型船が通過した後、航走波を認めて右転したところ、左舷後方から航走波を受けて本船が上下に揺れ、また、同乗者Aが片手でグリップを軽く握っていたことから、同乗者Aが落水し、海面で背中を強く打って負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、本件小型船が通過していく前まで、本船の揺れをほとんど感じず、速力がゆったりとしており、落水しても構わないと思っていたことから、片手でグリップを軽く握っていたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件小型船の航走波を認めた際、これまでの約8～9年間に水上オートバイによる遊走経験が幾度もあったことから、航走波による本船の動揺は小さいと思い、同乗者に対して船体が上下に揺れる旨を伝えていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が入鹿海岸西方沖を遊走中、船長が、本件小型船が通過した後、航走波を認めて右転したところ、左舷後方から航走波を受けて本船が上下に揺れ、また、同乗者Aが片手でグリップを軽く握</p>

	<p>っていたため、同乗者Aが落水し、海面で背中を強く打ったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、小型船舶であっても航走波が生ずるので、同乗者の乗船経験が初めて又は少ない場合、航走波の接近を認めた際、同乗者に対して船体が上下に揺れる旨を伝えるなど、注意喚起を行うこと。 ・同乗者は、落水しないように、必ず前の人にしっかり掴まるかグリップをしっかり握ること。

付図1 事故発生経過概略図

